

審査基準

平成22年4月1日作成

法令名：大規模地震対策特別措置法施行令
根拠条項：第12条第1項
処分の概要：緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め：
審査基準： 次のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行う。 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 4 2及び3以外の場合であって、地震防災応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標準処理期間：2日
申請先： 1 長野県警察本部交通部交通規制課 2 長野県警察本部交通部高速道路交通警察隊 3 警察署の交通課又は交通第二課
問い合わせ先：長野県警察本部交通部交通規制課管理係（電話：026-233-0110）
備考：